

# 方を基本とした

## 権利とは…

### 4 消費者教育を受けることができる権利



### 5 消費者の意見が適切に反映される権利



### 6 不当な被害から救済される権利



## 3

### 消費者教育・情報提供

#### 消費者の自立を支援します!

県では、幅広い消費者層に対し、経済社会の変化に応じた消費者教育・情報提供を、市町村や教育機関、消費者団体、事業者団体などと連携して行います。消費者自身においても、的確な判断や責任ある行動が可能となるよう、さまざまな機会を活用し、多様化、複雑化する消費者問題に対する理解を深めることが大切です。

## 4

### 消費者被害の救済

#### 消費者をトラブルから救済します!

県では、消費生活支援センターなどで消費者からの苦情相談を受けており、相談員によるあっせんや消費者へのアドバイスをしています。また、解決が困難な場合には、学識経験者、消費者代表、事業者代表で構成する消費者苦情審査会から助言を受けてあっせんを行ったり、消費者苦情審査会が直接あっせんや調停を行います。

## 5

### 市町村に対する支援

#### 消費者苦情処理や消費者教育の取り組みをサポート!

消費者に身近な市町村において苦情処理が適切に行われるよう、県は市町村に対し、苦情処理のノウハウなどについての情報提供や助言を行うほか、地域の实情に合ったきめ細い消費者教育に取り組んでもらうための支援を行います。